○国土交通省告示第八百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

別表第一第七号に掲げる建築材料の項(ろ)欄中「二〇〇三」を「二〇一四」に、「ＪＩＳ　Ｒ五二一四（エコセメント）―二〇〇二に規定する普通エコセメント」を「回収骨材」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百十五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第十八条の規定に基づき、同法第十五条第三項第二号に規定する登録水先人養成実施機関である独立行政法人海技教育機構から住所及び代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年六月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一(1)　住所の変更

変更前	静岡県静岡市清水区折戸三丁目十八番一号
変更後	神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地

(2)　変更年月日

平成二十八年四月一日

二(1)　代表者の氏名の変更

変更前	加藤　敏文
変更後	野崎　哲一

(2)　変更年月日

平成二十八年四月一日

○国土交通省告示第八百十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第三十二条において準用する同法第十八条の規定に基づき、同法第三十条第三項第二号に規定する登録水先免許更新講習実施機関である独立行政法人海技教育機構から住所及び代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第三十二条において準用する同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年六月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一(1)　住所の変更

変更前	静岡県静岡市清水区折戸三丁目十八番一号
変更後	神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地

(2)　変更年月日

平成二十八年四月一日

二(1)　代表者の氏名の変更

変更前	加藤　敏文
変更後	野崎　哲一

(2)　変更年月日

平成二十八年四月一日

○防衛省告示第百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年六月二十日から同月二十三日（予備、同月二十四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年六月二十一日から同月二十六日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年六月二十一日から同月二十六日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。